

公益財団法人全日本柔道連盟 柔道衣および帯の認証制度に関する規程

(目的)

第1条 本連盟は、大会において選手が着用する柔道衣（上衣および下穿）および帯の公正・公平を保つことを目的に認証柔道衣制度を設け、本規程は認証柔道衣制度の必要な事項を定める。

(認証柔道衣の定義)

第2条 認証柔道衣とは、本連盟が定める柔道衣の規格・基準および製造方法等に適合し、本連盟が指定する検査に合格して認証登録を受けた柔道衣（上衣および下穿）および帯を言う（以下「認証柔道衣等」という。）。

(認証柔道衣等の規格・基準および製造方法等)

第3条 認証柔道衣等の認証に係る規格・基準および製造方法等は、別に「認証柔道衣等の製造に関する規則」で定める。

(認証柔道衣等の検査等および認証登録手続き等)

第4条 認証柔道衣等の検査機関、検査手順、検査費用および認証柔道衣等としての認証登録その他これらに付随する事項は、別に「認証柔道衣等の規格検査手続きに関する規準」で定める。

2. 認証柔道衣等を製造または販売しようとする者（以下「柔道衣製造者等」という。）は、前項で定める規準に基づき、認証登録を受けなければならない。
3. 本連盟は、認証柔道衣等に対し認証番号を付与する。

(認証ラベルの表示)

第5条 柔道衣製造者等は、別に「国内における柔道衣の認証ラベルの仕様および柔道衣への氏名等の表示に関する規則」で定める方法で、認証番号を記したラベル（以下「認証ラベル」という。）を認証柔道衣等に取り付けて、表示しなければならない。

2. 国際柔道連盟が公認した柔道衣（その旨が表示されているものに限る）については、前条の手続きにより認証登録を受け認証番号を付与されたものに関し、前項の規程にかかわらず、認証ラベルの表示を要しない。

(認証柔道衣等の着用義務)

第6条 本連盟主催大会における認証柔道衣の着用は、大会毎に大会要項等で定め

る。また、その他の団体が主催する大会においては、各大会の主催者や実行委員会等が定める。

(選手・役員等の不正行為に対する処分)

第7条 本連盟は、認証柔道衣の着用義務がある大会において、認証柔道衣等を不正に改造した柔道衣または帯を着用して出場した選手に対して、競技者規程第5条第5号に該当する者として、倫理・懲戒規程に基づく処分を科すものとする。

2. 前項の不正行為に当該選手が所属する団体の役員等が関与していた場合は、役員等に対しても競技者規程および倫理・懲戒規程に基づく処分を科すことができる。

(製造業者等の不正行為に対する処分)

第8条 柔道衣製造者等が、認証柔道衣等ではない柔道衣または帯に認証番号を表示した場合、または認証柔道衣等の不正な改造を行い、もしくはこれに関与した場合、本連盟は、その者が製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消すことができる。

2. 前項に基づき自らが製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消された者は、取り消しを受けた日から3年間経過する日まで、自らが製造または販売する柔道衣および帯について、認証柔道衣等としての認証登録を受けることができないものとする。

(本規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、本連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成26年11月28日から改正して施行する。
3. この規程は、平成27年10月30日から改正して施行する。
4. この規程は、令和3年3月15日から改正して施行する。
5. この規程は、2026（令和8）年3月16日から改正して施行する。